

職員の給与に関する規程

地方独立行政法人 神奈川県立病院機構

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則（以下「就業規則」という。）第26条の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「法人」という。）に勤務する職員（任期付研究員、任期付職員、再雇用職員、契約職員、非常勤職員及び短期非常勤職員を除く。以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料の支給方法)

第2条 給料の計算期間は、月の初日から末日までとし、その支給日は、その月の16日（この日が日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは17日（この日が祝日法による休日に当たるときは14日）、土曜日に当たるときは15日）とする。

2 理事長は、必要に応じ支給日を変更することができる。

3 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

4 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

5 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

6 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から就業規則第45条に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(給与の種類)

第3条 給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、就業規則第44条第8項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、次項の手当を含まないものとする。

3 第1項の手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、特別調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、救急呼出待機手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、専門看護手当、医監手当、統括部長手当、助産師手当及び給与改善調整手当とする。

(時間外勤務手当等の支給方法)

第4条 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当（次項において「時間外勤務手当等」という。）は、月の初日から末日までの1月を計算期間とし、当月の分を翌月の支給日に支給する。

2 前項に定めるもののほか、時間外勤務手当等の支給方法に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給与の口座振替)

第5条 給与は、労使協定の規定に基づき、職員の申出により、口座振替の方法により支給することができる。

(端数処理)

第6条 第20条から第22条までに規定する時間外勤務手当等基礎額、第23条に規定する額及び第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

2 第26条第3項及び第4項、第29条第2項及び第3項、同条第4項において準用する第26条第4項並びに第31条に規定する地域手当の月額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(給与からの控除)

第7条 職員に給与を支給する際、その給与から次に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

- (1) 法令に定められたもの
- (2) 労使協定に規定されたもの

(給料表)

第8条 職員に適用する給料表の種類は次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表の定めるところによる。

- (1) 事務職等給料表(1) 別表第1
- (2) 事務職等給料表(2) 別表第2
- (3) 技術研究職給料表 別表第3
- (4) 医療職給料表(1) 別表第4
- (5) 医療職給料表(2) 別表第5
- (6) 医療職給料表(3) 別表第6
- (7) 福祉職給料表 別表第7
- (8) 技能職給料表 別表第8

(職務の級、初任給及び昇格等の基準)

第9条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前条各号に規定する給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。

2 職員の職務の級は、前項に規定する分類基準及び理事長が別に定める級別資格基準その他の基準に従い決定する。

3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が別に定めるところにより決定する。

5 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(事務職等給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもののうち理事長が

別に定める職員及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

7 55歳(理事長が別に定める職員にあっては、57歳以上の年齢で理事長が別に定めるもの)に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(事務職等給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもののうち理事長が別に定める職員及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員にあっては、3号給)」とあるのは、「0」とする。

8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

9 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

10 前各項に規定するもののほか、職員の職務の級、初任給及び昇格等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給料の調整額)

第10条 (削除)

(管理職手当)

第11条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき理事長が指定する職にある者に対して支給する。

2 管理職手当の月額、前項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める額とする。

3 前項に規定する月額には、労働基準法第37条第3項に規定する割増手当に相当する額を含むものとする。

4 前3項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(初任給調整手当)

第12条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から40年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から7年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号から第3号に掲げる職に係るものにあつては、採用後理事長が定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で理事長が定めるもの 月額21万6,000円

(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で理事長が定めるもの 月額10万100円

(3) 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で理事長が定めるもの 月額1万円

(4) 前3号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による

欠員の補充について特別の事情があると認められる職で理事長が定めるもの 月額
2,500円

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当の支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前2項に規定するもののほか、初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特別調整手当)

第13条 特別調整手当は、採用による欠員の補充が著しく困難であり、かつ、欠員であることにより病院業務に著しい支障を生じるおそれが高いと理事長が認める職で、理事長が定める職員に支給する。

2 特別調整手当の月額は、10万円を超えない範囲内で理事長が定める額とする。

3 特別調整手当の支給期間は、採用の日から3年以内の期間で理事長が定める期間とする。

ただし、理事長が特に認める場合は、期間を延長することができる。

4 前3項に規定するもののほか、特別調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(扶養手当)

第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職等給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事(1)9級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。

2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母及び祖父母

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 心身に著しい障害がある者（第1号から第5号までに該当する者を除く。）

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については7,400円（事務職等給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事(1)8級職員等」という。）にあっては、3,700円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）においては、そのうち1人については1万200円（職員に配偶者がいない場合にあっては、1万5,200円）とし、扶養親族たる子が2人以上ある場合についてはそのうち1人を除く他の子について、次の各号に掲げる

場合に応じ、当該各号に定める額とし、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族においては、1人につき7,000円（事(1)8級職員等にあつては、3,500円）とする。

(1) 扶養親族たる子が2人ある場合 1万1,000円

(2) 扶養親族たる子が3人以上ある場合 そのうち1人については1万1,000円、その他の子については1人につき1万2,000円

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、7,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族（事(1)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事(1)9級以上職員等から事(1)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族たる子がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合（扶養親族たる子たる要件を具備する者が生じた場合に限る。）において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（事(1)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び事(1)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（事(1)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、事(1)9級以上職員等から事(1)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子がないときはその職員が事(1)9級以上職員等以外の職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養親族たる子がない職員であつて扶養手当を受けているものが事(1)9級以上職員等となった場合においてはその職員が事(1)9級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（事(1)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその

事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員について同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（事(1)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある事(1)9級以上職員等が事(1)9級以上職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で事(1)8級職員等以外のものが事(1)8級職員等となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事(1)9級以上職員等以外のものが事(1)9級以上職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で事(1)8級職員等以外のものが事(1)8級職員等となった場合
- (7) 扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- (8) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合（第5項第1号に該当する場合を除く。）

8 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（地域手当）

第15条 地域手当は、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して職員に支給する。

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の12を乗じて得た額とする。

3 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

（住居手当）

第16条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 1 万 6,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人が設置する宿舎に入居している職員その他理事長が別に定める職員を除く。）
 - (2) 第 18 条第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（法人が設置する宿舎その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額 1 万 6,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの
- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（第 1 号に掲げる職員のうち第 2 号に掲げる職員であるものについては、第 1 号及び第 2 号に定める額の合計額）とする。
- (1) 前項第 1 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - ア 月額 2 万 7,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 1 万 6,000 円を控除した額
 - イ 月額 2 万 7,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 2 万 7,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 1 万 7,500 円を超えるときは、1 万 7,500 円）を 1 万 1,000 円に加算した額
 - (2) 前項第 2 号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前 2 項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（通勤手当）

第 17 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通用具で理事長が定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出

したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が4万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、その額と4万5,000円との差額から300円を差し引いた額（その額と4万5,000円との差額の2分の1が300円に満たないときは、その額と4万5,000円との差額の2分の1）を4万5,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額

(2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の片道の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、3万1,600円を超えない範囲内で理事長が定める額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（以下この号において「合計額」という。）が4万5,000円を超えるときは、前号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額から300円（合計額と4万5,000円との差額の2分の1が300円に満たないときは、合計額と4万5,000円との差額の2分の1）を差し引いた額とする。）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 事業所を異にする異動又は在勤の事業所の移転に伴い、所在する地域を異にする事業所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は在勤の事業所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに採用された職員又は理事長の要請に係る人事交流により、理事長が別に定める団体に勤務する者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者の

うち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（雇用の事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

- 5 通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあっては、理事長が定める期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（単身赴任手当）

第18条 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額額は、3万円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。
- 3 理事長の要請に係る人事交流により、理事長が別に定める団体に勤務する者から引き続き第8条第1号から第8号までに規定する給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（雇用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当)

第19条 特殊勤務手当は、特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料月額又は第10条の規定による給料の調整額で考慮することが適当でないものに従事した職員に対して支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、額及び支給方法は、理事長が別に定める。

(時間外勤務手当)

第20条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対し、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

2 時間外勤務手当の額は、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額(給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから理事長が別に定める時間を減じたもので除して得た額をいう。以下同じ。)に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命じられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した理事長が別に定める時間に対して、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額に100分の25から100分の50までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、短時間勤務職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(就業規則第45条及び第47条の規定に基づく週休日における勤務のうち理事長が別に定める勤務を除く。)の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(前項の理事長が別に定める時間に限る。)とを合計した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第2項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額に、第2項の規定による勤務にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)、前項の規定による勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 就業規則第 55 条第 3 項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、その指定された時間勤務外代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該 1 時間につき、時間外勤務手当等基礎額に、第 1 項の規定による勤務にあつては 100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）から同項に規定する理事長が別に定める割合（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を減じた割合、第 3 項の規定による勤務にあつては 100 分の 50 から同項に規定する理事長が別に定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

（休日勤務手当）

第 21 条 休日勤務手当は、就業規則第 46 条に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、正規の勤務時間中に勤務した全時間について支給する。ただし、正規の勤務時間を超えて勤務しても休日勤務手当は支給しない。

2 休日勤務手当の額は、勤務 1 時間につき、時間外勤務手当等基礎額に 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。

（夜間勤務手当）

第 22 条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

2 夜間勤務手当の額は、時間外勤務手当等基礎額の 100 分の 25 とする。

（時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の特例）

第 23 条 前 3 条の場合において、職員が第 12 条の規定による初任給調整手当の支給を受ける職員であるとき、第 13 条に規定する特別調整手当の支給を受ける職員であるとき、第 30 条に規定する専門看護手当の支給を受ける職員であるとき、第 19 条の規定による特殊勤務手当の支給対象となる勤務若しくはこれと同様の勤務で理事長が別に定める勤務であるとき又は第 30 条の 9 に規定する給与改善調整手当の支給を受ける職員であるときは、勤務 1 時間につき前 3 条の規定による時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額に理事長が別に定めるところにより計算した額を加えた額をもって当該手当の額とする。

（宿日直手当）

第 24 条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対し支給する。

2 宿日直手当の額は、宿直勤務又は日直勤務 1 回につき 6,400 円（医師又は歯科医師の診療のための宿直勤務又は日直勤務にあつては 2 万円）とする。ただし、宿直勤務又は日直勤務としての勤務時間が 5 時間未満の場合は、その額の 2 分の 1 の額とする。

3 第 1 項の勤務は、第 20 条第 1 項、第 21 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の勤務には、含まれないものとする。

（救急呼出待機手当）

第 24 条の 2 救急呼出待機手当は、理事長が定める要件に該当する病院において、救急呼出に備えて自宅等において待機を行った職員に対し、次の各号に掲げる職員の区分

に応じ、当該各号に定める額を支給する。ただし、待機を行った時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 5,000円

(2) 第1号に掲げる職員以外の職員 2,000円

2 前項に規定するもののほか、救急呼出待機手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(管理職員特別勤務手当)

第25条 第11条に規定する管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第45条に規定する週休日又は同規則第46条に規定する休日(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第11条に規定する管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合

勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める額とする。

ただし、第1項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して理事長が別に定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

(2) 前項に規定する場合

同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める額とする。

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(期末手当)

第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第28条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(基準日において新たにこの規程の適用を受けることとなった者その他の理事長が定める者を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日(次条及び第28条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第21条第2項第1号に該当したことにより解雇し、又は死亡した職員等で理事長が定めるものについても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額(事務職等給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(理事長が別に定める職員に限る。第29条において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の100を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た

額とする。

- (1) 6 箇月 100 分の 100
- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80
- (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60
- (4) 3 箇月未満 100 分の 30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇し、又は死亡した職員等にあつては、理事長が別に定める日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 事務職等給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき理事長が定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して理事長が定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額（理事長が定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（期末手当の不支給）

第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第63条第1項第1号の規定による懲戒解雇を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第21条第2項第2号に該当したことにより解雇した職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差止を受けた者（当該差止を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の一時差止）

第28条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していな

い場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、一時差止を行う場合は、当該一時差止を受けるべき者に対し、当該一時差止の際、一時差止の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

3 理事長は、一時差止について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止を受けた者が当該一時差止の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止を受けた者について、当該一時差止の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差止後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止を取り消すことを妨げるものではない。

5 前各項に規定するもののほか、一時差止に関し必要な事項は理事長が別に定める。
(勤勉手当)

第29条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（基準日において新たにこの規程の適用を受けることとなった者その他の理事長が定める者を除く。）に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第21条第2項第1項に該当したことにより解雇し、又は死亡した職員等で理事長が別に定めるものについても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇し、又は死亡した職員等にあつては、理事長が別に定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の

月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第26条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第29条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第27条中「前条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第29条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

6 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（その他手当）

第30条 その他の手当について、次に定めるとおり支給する。

（専門看護手当）

第30条の2 専門看護手当は、次のいずれにも該当する場合で、かつ、その勤務の状態が理事長が別に定める要件に該当する場合に支給する。

(1) 理事長が指定する専門看護師又は認定看護師（以下次号において「専門・認定看護師」という。）として認定されている職員

(2) 専門・認定看護師として認定される分野の看護業務を行い、その資格が業務に直接役立つと認める看護科長、主任看護師、助産師又は看護師である職員

2 専門看護手当の月額は、専門看護師に係るものについては5,000円、認定看護師に係るものについては3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、専門看護手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（院長補佐手当）

第30条の3 （削除）

（診療応援手当）

第30条の4 （削除）

（医監手当）

第30条の5 医監手当は、医監として認定された職員に対して支給する。

2 医監手当の月額は、5万円とする。

3 前2項に規定するもののほか、医監手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（統括部長手当）

第30条の6 統括部長手当は、組織規程第7条第1項及び第15条第4項に定める統括部長に対して、その職務の特殊性に基づき支給する。

2 統括部長手当の月額は、10万円とする。

3 前2項に規定するもののほか、統括部長手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（助産師手当）

第 30 条の 7 助産師手当は、助産師（保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 3 条）資格を有し分娩介助業務、保健指導及び産後ケア業務等助産師が行うべき業務に原則として常時従事する職員に支給する。

2 助産師手当の月額は、8,000 円とする。

3 前 2 項に規定するもののほか、助産師手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（業務執行理事手当）

第 30 条の 8 （削除）

（給与改善調整手当）

第 30 条の 9 給与改善調整手当は、給与改善が必要な職員のうち、理事長が定める職員に支給する。

2 給与改善調整手当の月額は、3,500 円とする。

3 前 2 項に規定するもののほか、給与改善調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（給与の減額）

第 31 条 職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、その勤務しないことにつき理事長又はその委任を受けた者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額（給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから理事長が別に定める時間を減じたもので除して得た額をいう。）を減額して給料及び地域手当を支給する。

（休職期間中の給与）

第 32 条 職員が業務上の傷病若しくは業務に関連しこれに準ずる取扱を必要とするとして理事長が認めた傷病により、又は通勤による傷病により地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の休職に関する規程（以下「休職規程」という。）第 3 条第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患により休職規程第 3 条第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間が 2 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給する。

3 職員が前 2 項以外の心身の故障により休職規程第 3 条第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が 1 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給する。

4 職員が休職規程第 3 条第 2 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 を支給する。

5 休職規程第 3 条第 1 号及び第 2 号の規定により休職にされた職員には、別に定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

6 労働組合の業務に専ら従事するために休職された職員又は休職規程第 3 条第 3 号の規定により休職された職員には、その休職の期間中、いかなる給与も支給しない。

（実施規定）

第 33 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(承継職員に係る給料表の適用)

2 平成 22 年 4 月 1 日（以下第 4 項までにおいて「施行日」という。）において、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 59 条第 2 項の規定により法人の職員となった者（以下「承継職員」という。）に適用される給料表は、当該承継職員に施行日の前日において神奈川県病院事業庁企業職員の給与に関する規程（平成 17 年神奈川県病院事業管理規程第 22 号）により適用されていた次の表の左表に定める給料表に対応する右表に定める給料表を適用するものとする。

施行日の前日において神奈川県病院事業庁企業職員の給与に関する規程により適用されていた給料表	施行日に適用する給料表
病院行政職給料表(1)	事務職等給料表(1)
病院行政職給料表(2)	事務職等給料表(2)
病院研究職給料表	研究職給料表
病院医療職給料表(1)	医療職給料表(1)
病院医療職給料表(2)	医療職給料表(2)
病院医療職給料表(3)	医療職給料表(3)
病院福祉職給料表	福祉職給料表
病院技能職給料表	技能職給料表

(給料の切替えに伴う経過措置)

3 承継職員のうち、平成 18 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表（前項の規定により施行日に適用することとなる給料表を含む。）の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額（適用される給料表及びその職務の級がそれぞれ給与規程附則第 16 項の表の給料欄及び職務の級欄に掲げるものである職員並びに附則第 18 項の規程の適用を受ける職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）にあっては、附則第 16 項及び第 18 項の規程を適用する前の額（以下この項において「適用前給料月額」という））が同日において受けていた給料月額（施行日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（理事長が別に定める職員を除く。）には、平成 27 年 3 月 31 日までの間、給料月額（減額改定対象職員にあっては、適用前給料月額）のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(1) 適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員 100 分の 99.83

給料表	職務の級	号給
-----	------	----

事務職等給料表(1)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
事務職等給料表(2)	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで
研究職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から32号給まで
医療職給料表(2)	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から36号給まで
	3級	1号給から4号給まで
医療職給料表(3)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
福祉職給料表	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から28号給まで
	3級	1号給から4号給まで
技能職給料表	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで

(2) 前号に掲げる職員以外の職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）

100分の99.66

4 前項に規定する職員以外の職員について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

（給料表異動等における号給の決定等の特例）

5 削除

6 削除

7 削除

（昇給に関する特例）

8 施行日以後最初に行われる承継職員に係る第9条第5項の昇給に係る同項の規定の適用については、施行日の前日までの引き続く神奈川県病院事業庁職員としての在職期間に係る当該職員の勤務成績を同項の勤務成績とみなす。

（給料月額に関する特例）

9 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における管理職手当を受けるべき職を占める職員以外の職員の給料月額は、第8条、第9条及び附則第5項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の3に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。

(1) 地域手当（他の給与の算出の基礎となるものに限る。以下同じ。）、特殊勤務手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当及び勤勉手当

(2) 退職手当

10 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間における管理職手当を受けべき職を占める職員の給料月額は、第 8 条、第 9 条及び附則第 5 項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその 100 分の 6 に相当する額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。

(1) 地域手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当

(2) 退職手当

(給料の調整額に関する特例)

11 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間における管理職手当を受けべき職を占める職員以外の職員の給料の調整額は、第 10 条第 3 項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその 100 分の 3 に相当する額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、地域手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料の調整額は、同項の規定により定められる額とする。

12 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間における管理職手当を受けべき職を占める職員の給料の調整額は、第 10 条第 3 項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその 100 分の 6 に相当する額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、地域手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料の調整額は、同項の規定により定められる額とする。

(初任給調整手当に関する特例)

13 承継職員に係る第 12 条の規定の適用については、平成 22 年 3 月 31 日において神奈川県病院事業庁企業職員の給与に関する規程第 8 条第 1 項の規定により支給されていた初任給調整手当の額及び期間は、第 12 条の規定により支給された初任給調整手当の額及び期間とみなす。

(地域手当に関する特例)

14 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における第 15 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 12」とあるのは、「100 分の 11.94」とする。

(期末手当及び勤勉手当に関する特例)

15 平成 22 年 6 月 1 日を基準日とする承継職員の期末手当又は勤勉手当の支給に係る第 26 条第 2 項又は第 29 条第 1 項の規定の適用については、平成 22 年 3 月 31 日までの引き続き神奈川県病院事業庁職員としての在職期間又は勤務成績は、第 26 条第 2 項の在職期間又は第 29 条第 1 項の勤務成績とみなす。

(給料月額に関する特例)

16 平成 31 年 3 月 31 日までの間、次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級である者の給料月額は、第 8 条から第 9 条まで及び附則第 5 項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、その額と同欄に掲げる職務の級に応じそれぞれ同表の割合欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる

給料月額は、これらの規定により定められる額とする。

給料表	職務の級	割合
事務職等給料表(1)	6級	100分の0.35
	7級以上	100分の0.55
研究職給料表	5級	100分の0.35
	6級	100分の0.55
医療職給料表(2)	5級	100分の0.35
	6級	100分の0.55
医療職給料表(3)	6級	100分の0.35
	7級	100分の0.55
福祉職給料表	5級	100分の0.35
	6級	100分の0.55

17 前項に定めるもののほか、同項の規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

18 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間における職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び再雇用職員のうち管理職手当を受けべき職を占める職員以外の者を除く。)の給料月額は、第8条及び第9条並びに附則第5項及び第16項の規定にかかわらず、第8条、第9条及び附則第5項の規定により定められる額からその100分の4(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級である者にあつては、100分の6)に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、第8条、第9条及び附則第5項の規定により定められる額とする。

- (1) 地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当及び勤勉手当
- (2) 退職手当

給料表	職務の級
事務職等給料表(1)	7級以上
研究職給料表	6級
医療職給料表(2)	6級
医療職給料表(3)	7級
福祉職給料表	6級

(管理職手当に関する特例)

19 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間における管理職手当の月額は、第11条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(給料月額に対する特例)

20 平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)に基づき、神奈川県から派遣された職員(以下「県派遣職員」という。)であって、第11条第1項の規定による管理職手当の支給を受ける職員の給料月額は、第8条及び第9条並びに附則第5項、第16項及び第18項の規定にかかわらず、第8条、第9条及び附則第5項の規定により定められる額からその100分の9.77に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、第8条、第9条及び附則第5項の規定により定められる額とする。

(1) 地域手当、期末手当及び勤勉手当

(2) 退職手当

(期末手当に関する特例)

21 平成25年12月に支給する、県派遣職員であって第11条第1項の規定による管理職手当の支給を受ける職員の期末手当は、第26条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の5に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(勤勉手当に関する特例)

22 平成25年12月に支給する、県派遣職員であって第11条第1項の規定による管理職手当の支給を受ける職員の勤勉手当は、第29条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の5に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

附 則

この規程は、平成23年1月1日から施行し、この規程による改正後の職員の給与に関する規程第26条第2項及び第29条第2項の規定は平成23年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行し、この規程による改正後の職員の給与に関する規程第3条第3項及び第24条の2の規定は平成24年4月1日から適用する。

(給料の調整額に関する経過措置)

2 改正前日に第10条の規定により給料の調整額が支給されていた職員で、改正前日と引き続き同一の業務を行う場合については、理事長が別に定めるところによる経過措置を設けるものとする。

(救急呼出待機手当に関する経過措置)

3 平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間における第24条の2第1項の規定の適用については、次の各号に掲げる額とする。ただし、待機を行った時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 2,500円

(2) 第1号に掲げる職員以外の職員 1,000円

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年1月1日から施行する。ただし、附則第14条の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年1月に支給する給料の月額に関する特例)

2 平成24年1月に支給する職員（附則第4項に規定する者を除く。）の給料の月額は、第1項の規定による改正後の給与に関する規程（以下「改正規程」という。）第8条及び第9条（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程）第27条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに附則第5項及び第16項の規定にかかわらず、これらの規定により職員が受けるべき給料の月額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。ただし、同月において別に定める期間があることにより、これらの規定により受けるべき給料の月額の全額が支給されない職員については、この限りでない。

(1) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月31日までの間に職員以外の者又は職員であって改正規程附則第16項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けない職員からこの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で採用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当の月額の合計額に100分の0.41を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者（採用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.41を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(3) 平成23年12月1日において減額改定対象職員であった者（採用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.41を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものの算出の基礎となる平成24年1月の給料の月額は、改正規程第8条及び第9条並びに附則第5項及び第16項の規定により定められる額とする。

(1) 地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等基礎額

(2) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程第2条第1項に規定する退職手当

4 平成23年4月1日から引き続き給与規程又は給与規程に相当する規程その他の規程の

いずれかの適用を受ける者（給与規程のみの適用を受ける者を除く。）の平成24年1月に支給する給料の月額から減じることとなる額は、前2項及び当該給与規程に相当する規程その他の規程の例による。

（施行期日）

1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。

（平成25年1月に支給する給料の月額に関する特例）

2 平成25年1月に支給する職員（附則第5項に規定する者を除く。）の給料の月額は、（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）第8条及び第9条（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程第27条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに附則第5項、第16項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により職員が受けるべき給料の月額（以下「調整前の給料の月額」という。）から、平成24年4月1日（同月2日から同年12月31日までの間に職員以外の者又は職員であって給与規程第16条第1項第2号又は第4号の規定の適用を受けない職員からこの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で雇用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の管理職手当に関する規程第6条の規定を適用しない額）、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（給与規程第18条第2項に規定する理事長が定める額を除く。）の月額の合計額に100分の0.12を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。ただし、平成25年1月において理事長が定める期間があることにより、調整前の給料の月額の全額が支給されない職員については、この限りでない。

3 給与規定第11条第1項の規定により管理職手当を支給される職員の前項に規定する地域手当の月額を給与規程第15条第2項の規定により算定する場合における同項に規定する管理職手当の月額は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の管理職手当に関する規程第6条の規定を適用しない額とする。

4 前2項の規定にかかわらず、次に掲げるものの算出の基礎となる平成25年1月の給料の月額は、調整前の給料の月額とする。

(1) 地域手当及び時間外勤務手当等基礎額

(2) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程第2条第1項に規定する退職手当

5 平成24年4月1日から引き続き給与規程又は給与規程に相当する規程その他の規程のいずれかの適用を受ける者（給与規程のみの適用を受ける者を除く。）の平成25年1月に支給する給料の月額から減じることとなる額は、前3項及び当該給与規程に相当する規

程その他の規程の例による。

(減額改定対象職員となった者の給料等の月額算定の基準となる日の特例)

6 附則第2項の理事長が定めるものは、平成24年4月1日から同年12月31日までの期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

(1) 国又は地方公共団体の職員

(2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員

7 附則第2項の理事長が定める日は、平成24年4月2日（同日から同年12月31日までの期間において新たに職員となった日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった場合における当該日を除く。）がある場合は当該日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日））から同年12月31日までの期間における減額改定対象職員となった日のうち最も早い日とする。

(在職しなかった期間等がある職員の月数の算定)

8 附則第2項本文の理事長が定める期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 職員として在職しなかった期間（平成24年12月31日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、同年4月1日から同年12月31日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて附則第6項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、同日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含む。）

(2) 自己啓発等休業期間（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の自己啓発等休業に関する規程第3条第1項に規定する自己啓発等休業の期間をいう。）、休職期間（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の休職に関する規程第3条第1号、第2号及び第4号の規定による休職の期間（給料の全額が支給される期間を除く。）をいう。）、育児休業期間（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程第3条の規定による育児休業の期間をいう。）、育児短時間勤務等期間（同規程第18条第1項に規定する育児短時間勤務及び同規程第19条の規定による短時間勤務の期間をいう。）、自己啓発休職期間（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の休職に関する規程第3条第3号の規定による休職の期間をいう。）

(3) 給与規程第31条、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の介護休業等に関する規程第8条、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程第36条、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の修学部分休業に関する規程第5条又は地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の高齢者部分休業に関する規程第5条の規定により給与を減額された期間（給与規程第31条の規定によるものにあつては、理事長が別に定めるものに限る。）

(4) 停職期間（就業規則第63条第1項第2号の規定による停職の期間をいう。）

(5) 給与規程第31条の規定により給与を減額された期間（理事長が別に定めるものを除く。）

(6) 減額改定対象職員以外の職員であった期間

10 附則第2項の理事長が定める月数は、平成24年4月から同年12月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

(1) 前項第1号、第2号、第3号又は第6号に掲げる期間のある月

(2) 前項第4号又は第5号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であつて、その月について支給された給料の月額が改正附則第2項に規定する合計額に100分の0.12を乗じて得た額に満たないもの

（給料の月額の全額が支給されない期間）

11 附則第2項ただし書の理事長が定める期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 附則第9項第2号又は第3号に掲げる期間

(2) 職員として在職しない期間（理事長が別に定める場合によるものを除く。）

（雑則）

12 この規程に定めるもののほか、職員の平成25年1月に支給する給料の月額の特例措置の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に第1項の規定による改正前の職員の給与に関する規程第16条第1項第2号又は第4号に該当することとなる職員に対する当該期間の住居手当の支給については、同条第1項及び第2項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項第2号中「5,800円」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「4,500円」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「3,000円」とする。

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（給与の内払）

2 改正前の職員の給与に関する規程に基づいて支給された給与は、改正後の職員の給与に関する規程による給与の内払とみなす。

（給料の切替えに伴う経過措置）

3 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額（附則第16項の適用を受ける職員にあっては、適用前の額）が同日において受けていた適用前給料月額（附則第3項、第16項、第18項の規定を適用する前の額をいう。）に達しないこととなるものには、平成31年3月31日までの間、給料月額（附則第16項の適用を受ける職員にあっては、適用前の額）のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 4 前項に規定する職員以外の職員について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 30 条の 5 の規定は、平成 28 年 3 月 22 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正前の職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員の給与に関する規程の規定による給与の内払とみなす。

(扶養手当に関する特例)

- 3 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 7 条の規定による改正後の職員の給与に関する規程（以下「第 7 条改正後給与規程」という。）第 14 条第 3 項の規定にかかわらず、扶養手当の月額は、同条第 2 項第 1 号に該当する扶養親族については、1 万 1,100 円、同項第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 8,600 円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあっては、そのうち 1 人については 9,000 円、職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち 1 人については 1 万 3,900 円）、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 7,000 円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合において、扶養親族たる子がないときにあっては、そのうち 1 人については 7,400 円、職員に配偶者がいない場合において、扶養親族たる子がないときにあっては、そのうち 1 人については 9,800 円）とする。この場合において第 7 条改正後給与規程第 14 条第 7 項第 3 号及び第 4 号並びに第 6 号の規定は適用せず、第 7 条改正後給与規程第 14 条第 5 項及び第 7 項の規定の適用については、第 5 項中「扶養親族たる子がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合（扶養親族たる子たる要件を具備する者が生じた場合に限る。）」とあるのは「扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合」と、同項第 3 号中「がある」とあるのは「又は第 14 条第 2 項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）がある」と、同項第 4 号中「がある」とあるのは「又は扶養親族たる父母等がある」と、第 14 条第 7 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号又は第 5 号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第 5 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、「の改定（扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員について同項第 3 号に

掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもの又は扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で第14条第2項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子又は当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者及び扶養親族たる子のないものが新たに扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもの又は扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子又は当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第7条改正後給与規程第14条第7項第3号及び第4号の規定は適用せず、第7条改正後給与規程第14条第3項及び第7項の規定の適用については、第3項中「7,400円（事務職等給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事(1)8級職員等」という。）にあっては、3,700円）」とあるのは「7,400円」と、「7,000円（事(1)8級職員等にあっては、3,500円）」とあるのは「7,000円」と、同条第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第5号又は第6号」とする。

5 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第7条改正後給与規程第14条第7項の規定の適用については、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号から第6号まで」とする。

附 則

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月14日から施行する。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第9条第7項の規定は、平成31年1月1日から施行する。

（給与の内払）

2 改正前の職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員の給与に関する規程の規定による給与の内払とみなす。

（特別調整手当に関する特例）

3 第13条第2項の規定にかかわらず、神奈川県立がんセンターの重粒子線治療及び放射線治療に携わる医師に限り、月額30万円を超えない範囲内で理事長が定める額とすることができる。

（扶養手当に関する特例）

- 4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第7条改正後給与規程第14条第1項ただし書及び第7項第5号から第6号までの規定は適用せず、第7条改正後給与規程第14条の規定の適用については、第5項中「扶養親族（事(1)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事(1)9級以上職員等から事(1)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（事(1)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び事(1)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（事(1)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事(1)9級以上職員等から事(1)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子がないときはその職員が事(1)9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「死亡した日、扶養親族たる子がない職員であつて扶養手当を受けているものが事(1)9級以上職員等となった場合においてはその職員が事(1)9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第7号又は第8号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（事(1)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。
- 5 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第7条改正後給与規程第14条第1項ただし書並びに同条第7項第3号及び第5号の規定は適用せず、第7条改正後給与規程第14条第3項及び同条第5項から第7項までの規定の適用については、同項中「8級で」とあるのは「8級以上で」と、「事(1)8級職員等」とあるのは「事(1)8級以上職員等」と、同条第5項中「扶養親族（事(1)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事(1)9級以上職員等から事(1)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（事(1)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び事(1)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第6項中「扶養親族（事(1)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事(1)9級以上職員等から事(1)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子がないときはその職員が事(1)9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「死亡した日、扶養親族たる子がない職員であつて扶養手当を受けているものが事(1)9級以上職員となった場合においてはその職員が事(1)9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号又は第6号から第8号まで」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（事(1)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「事(1)8級職員等が事(1)8級職員等及び事(1)9級以上職員等」とあるのは「事(1)8級以上職員等が事(1)8級以上職員等」と、同項第6号中「事

(1) 8級職員等及び事(1) 9級以上職員等」とあるのは「事(1) 8級以上職員等」と、「が事(1) 8級職員等」とあるのは「が事(1) 8級以上職員等」とする。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

(給与の内払)

2 改正前の職員の給与に関する規程に基づいて支給された給与は、改正後の職員の給与に関する規程による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条第 7 項の規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

2 令和 2 年 4 月 1 日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において第 16 条により支給されていた住居手当の月額が 2,000 円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（理事長が別に定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、第 16 条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で理事長が定める額。第 2 号において「旧手当額」という。）から 2,000 円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第 4 条の規定による改正後の職員の給与に関する規程第 16 条第 1 項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第 4 条の規定による改正後の職員の給与に関する規程第 16 条第 2 項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が 2,000 円を超えることとなる職員

附 則

この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 27 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 12 月 2 日から施行し、令和 3 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 4 年 2 月 9 日から施行し、令和 4 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(給料の切替えに伴う経過措置)

2 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、令和8年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

3 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

4 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

5 前3項の規定による給料を支給される職員に関する地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程(以下この項において「給与規程」という。)第26条第4項(給与規程第29条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、規定中「給料月額」とあるのは、「地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程附則第2項から第4項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(給料表等異動における号給の決定等の特例の廃止に伴う経過措置)

6 施行日前に平成22年4月1日付け附則第5項の規定により号給を決定された者であって、当該決定の日から施行日の前日までの間引き続き同一の給料表の適用を受けていたもの(第7項及び第8項において「旧特例対象者」という。)の当該決定の日の前日に受けていた号給(以下この項において「旧号給」という。)の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給(以下この項において「最高号給」という。)の給料月額を超えることとなる場合においては、なお従前の例により当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額を超えることとなる場合においては、なお従前の例により当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。この場合において、当該差額に相当する額を支給される職員に関する第11条第2項及び第26条第4項(第29条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第11条第2項及び第26条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第6項に規定する差額に相当する額との合計額」とする。

7 旧特例対象者の施行日以後の最初の昇給については、なお従前の例による。

8 旧特例対象者の施行日から前項の規定による昇給の日の前日までの間における同一の給料表の一の職務の級から他の職務の級に移った場合の号給については、なお従前の例による。

別表第1(第8条関係)

事務職等給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000

	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
再雇用職員以外の職員	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	445,300		
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	445,600		
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	445,900		
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	446,200		
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	410,500			
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	410,800			
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	411,000			

89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	411,200			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	411,500			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	411,800			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	412,000			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	412,200			
94		294,900	342,600	381,500	393,300				
95		295,200	343,100	381,900	393,600				
96		295,600	343,500	382,300	393,800				
97		295,800	343,700	382,600	394,000				
98		296,100	344,100	383,100	394,300				
99		296,500	344,500	383,500	394,600				
100		296,900	344,800	383,900	394,800				
101		297,100	345,100	384,200	395,000				
102		297,400	345,500	384,700					
103		297,800	345,900	385,100					
104		298,100	346,300	385,500					
105		298,300	346,800	385,800					
106		298,600	347,200						
107		299,000	347,600						
108		299,300	348,000						
109		299,500	348,500						
110		299,900	348,900						
111		300,300	349,200						
112		300,600	349,500						
113		300,800	350,000						
114		301,000							
115		301,300							
116		301,700							
117		301,900							
118		302,100							
119		302,400							
120		302,700							
121		303,100							
122		303,300							
123		303,600							
124		303,900							
125		304,200							

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2(第8条関係)

事務職等給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
	2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
	3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
	4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
	5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
	6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
	7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200
	8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
	9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
	10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
	11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
	12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
	13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
	14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
	15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
	16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
	17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
	18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
	19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
	20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
	21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
	22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
	23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
	24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
	25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
	26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
	27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
	28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
	29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
	30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
	31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
	32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
	33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
	34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
	35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
	36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400
	37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500
	38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600
	39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600
	40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600
	41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
	42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
	43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600
	44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600

	45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500
	46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
	47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
	48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500
	49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
	50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
	51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
	52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
	53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
	54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,800
	55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,800
	56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,700
	57	202,500	242,700	270,800	303,200	351,600
	58	203,500	243,600	271,800	303,900	352,600
	59	204,500	244,500	272,900	304,700	353,600
	60	205,500	245,200	273,900	305,400	354,500
	61	206,600	246,000	274,900	306,000	355,400
	62	207,500	246,900	276,000	306,700	356,300
	63	208,400	247,800	276,800	307,400	357,200
	64	209,300	248,700	277,900	308,100	358,100
再雇用職員以外の職員	65	210,000	249,500	278,700	308,600	358,900
	66	210,800	250,300	279,500	309,100	359,600
	67	211,500	251,100	280,300	309,700	360,300
	68	212,300	251,800	281,100	310,300	361,000
	69	212,700	252,500	281,700	310,900	361,600
	70	213,300	253,100	282,500	311,300	362,300
	71	213,600	253,500	283,300	311,800	363,000
	72	214,000	253,900	284,000	312,300	363,700
	73	214,200	254,100	284,800	312,600	364,300
	74	214,600	254,500	285,500	313,100	365,000
	75	215,100	255,000	286,300	313,600	365,700
	76	215,700	255,500	287,100	314,000	366,400
	77	215,900	255,800	287,700	314,200	367,000
	78	216,600	256,200	288,200	314,500	367,700
	79	217,100	256,700	288,700	314,800	368,400
	80	217,600	257,200	289,100	315,100	369,100
	81	218,300	257,500	289,500	315,400	369,700
	82	218,600	257,800	289,900	315,700	370,400
	83	219,200	258,100	290,400	316,000	371,100
	84	219,900	258,400	290,900	316,300	371,800
	85	220,500	258,600	291,300	316,500	372,400
	86	220,900	258,800	291,900	316,900	373,100
	87	221,300	259,100	292,500	317,200	373,800
	88	222,000	259,400	293,100	317,400	374,500
	89	222,500	259,600	293,400	317,600	375,100
	90	223,000	259,800	293,900	317,900	375,800
	91	223,500	260,200	294,400	318,200	376,500
	92	223,900	260,400	294,800	318,500	377,200
	93	224,300	260,700	295,200	318,700	377,800
	94	224,700	261,100	295,700	319,000	378,500
	95	225,100	261,400	296,200	319,300	379,200
	96	225,400	261,700	296,700	319,500	379,900

97	225,700	261,900	297,000	319,700	380,500
98	226,200	262,200	297,400	320,000	381,200
99	226,700	262,400	297,900	320,300	381,900
100	227,200	262,700	298,400	320,500	382,600
101	227,600	263,000	298,800	320,700	383,200
102	228,100	263,200	299,200		383,900
103	228,700	263,500	299,500		384,600
104	229,300	263,800	299,800		385,300
105	229,700	264,000	300,100		385,900
106	230,200	264,200	300,500		386,600
107	230,500	264,500	300,900		387,300
108	230,900	264,700	301,300		387,900
109	231,100	265,000	301,600		388,300
110	231,500	265,300	302,000		388,800
111	232,000	265,600	302,400		389,300
112	232,400	265,800	302,700		389,800
113	232,600	266,000	302,900		390,200
114	233,100	266,300	303,200		
115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			

備考 この表は、病院に勤務するボイラー操作員及びこれらに準じる技能的業務を行う者に適用する。

別表第3(第8条関係)

技術研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	146,300	195,600	281,800	332,400	388,800	431,200
	2	147,400	198,200	284,200	334,600	391,700	433,800
	3	148,600	200,600	286,600	336,600	394,300	436,300
	4	149,700	203,000	288,900	338,500	397,100	438,900
	5	150,800	205,500	291,200	340,300	399,200	441,400
	6	152,100	207,800	293,300	342,100	401,900	444,000
	7	153,400	210,100	295,300	344,100	404,600	446,600
	8	154,700	212,300	297,300	345,900	407,300	449,100
	9	155,700	214,400	299,400	347,600	409,800	451,300
	10	157,400	216,700	301,900	349,600	412,400	453,600
	11	159,000	219,200	304,500	351,700	415,100	456,100
	12	160,600	221,500	307,300	353,600	417,900	458,600
	13	162,000	223,500	309,400	355,600	420,500	461,100
	14	163,900	225,900	311,800	357,500	423,200	463,600
	15	165,800	228,300	314,200	359,300	426,000	466,100
	16	167,800	230,700	316,900	361,200	428,700	468,600
	17	169,500	232,900	319,500	362,900	431,200	470,900
	18	171,700	235,700	321,700	364,800	433,800	473,300
	19	173,900	238,600	323,700	366,500	436,300	475,700
	20	176,000	241,500	325,700	368,500	438,900	478,200
	21	178,100	244,000	327,900	370,000	441,400	480,600
	22	180,500	246,700	329,600	372,000	444,000	483,100
	23	182,800	249,200	331,500	373,700	446,600	485,500
	24	185,100	251,900	333,300	375,600	449,100	488,000
	25	187,200	254,600	335,200	377,000	451,300	490,300
	26	189,400	257,000	337,100	378,700	453,600	492,500
	27	191,500	259,300	338,900	380,600	456,100	494,700
	28	193,600	261,500	340,700	382,500	458,600	496,900
	29	195,700	264,100	342,600	384,200	461,100	498,600
	30	197,300	266,300	344,300	386,100	463,600	500,100
	31	199,100	268,200	345,800	388,000	466,100	501,700
	32	200,800	270,300	347,500	389,900	468,600	503,200
	33	202,600	272,000	348,700	391,500	470,900	504,900
	34	204,500	274,000	350,100	393,300	473,300	506,300
	35	206,400	276,100	351,400	394,900	475,700	507,700
	36	208,300	277,900	352,900	396,700	478,200	509,200

	37	209,800	279,800	354,100	397,900	480,600	510,300
	38	211,700	281,100	355,500	399,400	483,100	511,500
	39	213,600	282,300	356,700	400,800	485,500	512,700
	40	215,500	283,800	358,100	402,200	488,000	513,900
	41	217,300	285,200	358,800	403,600	490,300	514,800
	42	219,200	286,000	359,900	404,900	492,000	515,800
	43	221,100	287,000	361,100	406,400	493,600	516,800
	44	223,000	288,000	362,200	408,000	495,200	517,800
	45	224,700	288,700	363,300	409,400	496,800	518,900
	46	226,600	289,800	364,500	410,600	497,500	519,800
	47	228,400	290,900	365,800	412,200	498,200	520,500
	48	230,200	292,000	366,900	413,800	498,800	521,200
	49	231,900	293,300	368,000	415,100	499,400	522,000
	50	233,700	294,500	369,300	416,500	500,100	522,800
	51	235,400	295,500	370,600	418,000	500,800	523,600
	52	237,100	296,400	371,900	419,400	501,400	524,400
再雇用職員以外の職員	53	238,500	297,600	372,600	420,800	502,000	525,100
	54	240,300	298,600	373,600	422,200	502,700	525,900
	55	241,900	299,800	374,500	423,600	503,400	526,700
	56	243,500	300,700	375,500	425,000	504,000	527,500
	57	244,700	301,500	376,300	426,100	504,600	528,200
	58	245,900	302,600	377,100	427,400	505,300	
	59	246,900	303,800	377,800	428,800	506,000	
	60	247,800	304,900	378,500	430,100	506,600	
	61	248,800	305,800	379,100	430,900	507,200	
	62	249,900	306,900	379,800	431,800		
63	250,800	308,000	380,700	432,800			
64	251,900	309,100	381,600	433,700			
65	253,100	309,900	382,200	434,600			
66	254,000	311,000	383,000	435,400			
67	255,100	311,900	383,800	436,000			
68	256,000	312,900	384,600	436,800			
69	256,900	313,900	385,200	437,200			
70	258,200	314,900	385,900	437,800			
71	259,500	316,000	386,600	438,300			
72	260,700	317,100	387,300	438,800			
73	262,100	317,600	388,000	439,300			
74	263,500	318,600	388,600	439,900			
75	264,700	319,700	389,200	440,400			
76	265,700	320,800	389,900	440,900			
77	266,800	321,900	390,600	441,400			
78	267,900	322,900	391,200	442,000			
79	269,100	323,800	391,800	442,500			
80	270,000	324,700	392,400	443,000			

81	271,200	325,800	393,000	443,500
82	272,500	326,600	393,600	
83	273,800	327,300	394,200	
84	275,000	328,100	394,800	
85	276,100	328,600	395,300	
86	277,200	329,100	395,800	
87	278,500	329,600	396,300	
88	279,700	330,100	397,000	
89	280,500	330,400	397,400	
90	281,700	330,900		
91	282,700	331,400		
92	283,900	331,900		
93	284,800	332,200		
94	285,800	332,600		
95	286,800	333,100		
96	287,800	333,600		
97	288,100	334,100		
98	289,000	334,600		
99	289,700	335,100		
100	290,600	335,600		
101	291,500	336,100		
102	292,200	336,600		
103	292,900	337,100		
104	293,600	337,600		
105	294,300	338,100		
106	294,800	338,500		
107	295,300	339,000		
108	295,800	339,400		
109	296,000	339,900		
110	296,400	340,300		
111	296,700	340,800		
112	297,000	341,200		
113	297,300	341,700		
114	297,600	342,100		
115	297,900	342,600		
116	298,200	343,000		
117	298,500	343,500		
118	298,900	343,900		
119	299,200	344,300		
120	299,600	344,700		
121	299,900	345,100		

備考 この表は、病院に勤務し、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究業務を行う職員、がんセンターにおいて重粒子線治療施設の運営に従事する医学物理士及び同等の知識・技術を持った職員に適用する。

別表第4(第8条関係)

医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	249,100	334,400	398,700	471,900	567,800
	2	251,600	337,400	401,600	474,200	570,900
	3	254,100	340,300	404,200	476,400	574,000
	4	256,600	343,200	406,900	478,700	577,100
	5	258,900	346,000	409,500	480,900	580,100
	6	262,700	349,200	411,900	483,100	582,500
	7	266,500	352,300	414,600	485,300	584,900
	8	270,300	355,400	417,000	487,500	587,300
	9	273,900	358,300	419,200	489,700	589,600
	10	277,900	361,000	421,900	491,800	591,100
	11	281,900	364,100	424,500	493,900	592,600
	12	285,900	367,300	427,200	496,000	594,100
	13	289,800	370,200	429,600	498,100	595,600
	14	293,800	373,700	432,100	500,200	596,700
	15	297,700	376,800	434,600	502,300	597,800
	16	301,600	380,400	437,100	504,400	598,900
	17	305,300	384,000	439,200	506,500	600,100
	18	308,900	386,800	441,600	508,500	601,100
	19	312,400	389,300	443,900	510,500	602,100
	20	316,000	391,900	446,300	512,500	603,100
	21	319,600	394,700	448,000	514,300	604,100
	22	323,300	397,000	450,400	516,200	
	23	326,800	399,500	452,700	518,100	
	24	330,100	401,600	455,100	520,000	
	25	333,600	403,600	457,200	521,700	
	26	336,400	405,900	459,500	523,500	
	27	339,000	408,100	461,700	525,300	
	28	341,600	410,400	464,000	527,100	
	29	344,500	412,700	466,100	528,700	
	30	346,400	414,800	468,400	530,500	
	31	348,600	416,900	470,700	532,300	
	32	351,000	419,000	472,900	534,100	
	33	353,200	421,000	475,000	535,900	
	34	355,500	422,800	477,100	537,700	
	35	357,700	424,600	479,200	539,500	
	36	360,000	426,600	481,300	541,300	
	37	362,200	428,500	483,400	543,000	
	38	364,600	430,500	485,200	544,600	
	39	366,800	432,400	487,000	546,200	
	40	368,800	434,400	488,800	547,800	
再雇 用職 員以 外の 職員	41	371,100	436,300	490,500	549,400	
	42	372,300	438,100	492,300	550,800	
	43	373,700	439,800	494,100	552,200	
	44	374,800	441,600	495,900	553,600	
	45	376,100	443,400	497,500	554,800	
	46	377,600	445,200	499,300	555,800	
	47	379,100	447,000	501,100	556,800	
	48	380,600	448,700	502,900	557,800	

49	381,700	450,600	504,500	558,900
50	382,700	452,400	505,800	559,800
51	383,700	454,200	507,100	560,700
52	384,500	456,000	508,400	561,600
53	385,500	457,900	509,400	562,500
54	386,400	459,100	510,700	563,400
55	387,100	460,300	512,000	564,300
56	388,000	461,500	513,300	565,200
57	388,700	462,700	514,500	566,100
58	389,600	463,700	515,400	567,000
59	390,500	464,700	516,300	567,900
60	391,300	465,700	517,200	568,800
61	391,900	466,600	518,100	569,700
62	392,400	467,300	519,000	570,600
63	392,800	468,000	519,900	571,500
64	393,300	468,700	520,800	572,400
65	393,600	469,400	521,700	573,300
66		470,100	522,600	
67		470,800	523,500	
68		471,400	524,400	
69		471,700	525,300	
70		472,400	526,200	
71		473,100	527,100	
72		473,800	528,000	
73		474,300	528,800	
74		475,000	529,700	
75		475,700	530,600	
76		476,400	531,500	
77		476,900	532,300	
78		477,500	533,200	
79		478,100	534,100	
80		478,700	535,000	
81		479,300	535,800	
82		479,900	536,700	
83		480,500	537,600	
84		481,100	538,500	
85		481,600	539,300	
86		482,200	540,200	
87		482,800	541,100	
88		483,400	542,000	
89		483,900	542,800	
90		484,500	543,700	
91		485,100	544,600	
92		485,700	545,500	
93		486,200	546,300	
94		486,800		
95		487,400		
96		488,000		
97		488,500		

備考 この表は、病院に勤務し、医療業務を行う医師及び歯科医師に適用する。なお、理事長が特に認める場合については、その限りではない。

別表第5(第8条関係)

医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	249,600	281,000	327,000	371,100
	2	152,400	190,000	250,800	282,900	329,000	373,800
	3	153,800	191,600	252,000	285,000	331,200	376,400
	4	155,200	193,200	253,400	287,000	333,400	379,100
	5	156,400	194,700	254,600	289,100	335,200	381,500
	6	158,200	196,200	255,800	291,200	337,400	384,200
	7	159,900	197,800	257,000	293,100	339,400	386,800
	8	161,500	199,300	258,000	295,100	341,600	389,500
	9	163,100	200,900	259,300	297,100	343,400	391,600
	10	164,800	202,600	260,100	299,100	345,500	393,900
	11	166,400	204,200	261,100	301,100	347,600	396,100
	12	168,200	205,900	262,100	303,100	349,700	398,300
	13	169,700	207,300	263,400	305,100	351,200	400,400
	14	171,600	209,600	264,600	307,000	353,200	402,400
	15	173,600	211,900	266,200	309,100	355,100	404,400
	16	175,500	214,200	267,600	311,100	357,100	406,500
	17	177,400	216,400	269,100	313,100	358,900	408,300
	18	179,200	218,200	270,800	315,100	360,900	410,300
	19	181,000	219,900	272,500	317,200	362,900	412,200
	20	182,900	221,600	274,200	319,300	364,900	414,300
	21	184,700	223,600	276,000	321,100	366,700	416,100
	22	186,200	225,200	277,700	323,100	368,700	417,700
	23	187,700	226,800	279,400	324,900	370,800	419,300
	24	189,200	228,400	281,000	326,900	372,900	420,800
	25	190,800	229,800	282,800	328,600	374,300	422,300
	26	192,100	231,400	284,500	330,500	376,100	423,600
	27	193,600	232,900	286,300	332,500	377,900	424,900
	28	195,000	234,500	287,900	334,500	379,600	426,200
	29	196,500	235,600	289,600	335,800	381,400	427,500
	30	197,700	237,100	291,400	337,600	382,900	428,700
	31	199,000	238,500	293,200	339,300	384,500	429,900
	32	200,300	239,700	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	201,700	241,300	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	203,100	242,700	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	204,400	243,900	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	205,800	245,300	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	206,900	246,100	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	208,200	247,300	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	209,500	248,500	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	210,800	249,600	308,200	355,100	395,800	439,000

	41	211,900	251,000	309,900	356,300	396,600	439,500
	42	213,100	251,900	311,600	357,400	397,400	439,900
	43	214,300	252,900	313,200	358,600	398,200	440,300
	44	215,500	254,000	314,900	359,800	399,000	440,700
	45	216,700	255,200	315,800	361,000	399,400	441,100
	46	217,800	256,400	317,200	361,800	400,000	441,500
	47	218,800	257,800	318,700	363,000	400,500	441,900
	48	219,900	259,300	320,300	364,100	400,900	442,200
	49	220,900	260,700	321,700	365,100	401,300	442,500
	50	221,900	262,300	323,000	366,100	401,600	442,900
	51	222,800	263,900	324,200	367,100	401,900	443,200
	52	223,800	265,400	325,500	368,100	402,200	443,500
	53	224,100	266,800	326,600	368,900	402,500	443,800
	54	224,900	268,500	327,600	369,700	402,800	
	55	225,600	270,100	328,700	370,600	403,100	
	56	226,400	271,700	329,700	371,500	403,400	
	57	227,100	273,200	330,200	372,000	403,700	
	58	228,000	274,700	331,100	372,800	404,000	
	59	228,700	276,300	331,900	373,600	404,300	
	60	229,400	277,700	332,800	374,400	404,700	
再雇用職員以外の職員	61	230,300	279,200	333,600	374,800	404,900	
	62	231,000	280,800	333,900	375,500	405,200	
	63	231,900	282,500	334,500	376,200	405,500	
	64	232,900	284,200	335,200	376,900	405,800	
	65	233,500	285,700	335,800	377,300	406,000	
	66	234,200	287,400	336,500	377,900	406,300	
	67	234,900	289,100	337,200	378,600	406,600	
	68	235,600	290,700	337,900	379,200	406,900	
	69	236,300	291,900	338,600	379,600	407,100	
	70	236,900	293,500	339,100	380,100	407,400	
	71	237,500	294,800	339,700	380,600	407,700	
	72	238,000	296,400	340,300	381,100	408,000	
	73	238,700	297,700	340,600	381,700	408,200	
	74	239,400	299,200	341,200	382,200	408,500	
	75	240,100	300,600	341,700	382,800	408,800	
	76	240,600	302,100	342,300	383,400	409,100	
	77	241,000	303,100	342,800	383,900	409,300	
	78	241,600	304,300	343,300	384,400		
79	242,200	305,500	343,800	384,900			
80	242,800	306,900	344,200	385,400			
81	243,100	308,200	344,500	385,700			
82	243,500	309,400	344,800	386,200			
83	243,900	310,700	345,200	386,600			
84	244,200	311,900	345,500	387,000			
85	244,500	313,300	346,000	387,400			
86		314,100	346,300	387,900			
87		314,900	346,600	388,300			
88		315,700	346,900	388,700			

89	316,300	347,300	389,100
90	317,000	347,600	389,600
91	317,700	348,000	390,000
92	318,300	348,300	390,400
93	319,000	348,700	390,800
94	319,200	349,000	391,300
95	319,800	349,300	391,700
96	320,400	349,600	392,100
97	321,000	349,900	392,500
98	321,500	350,300	
99	322,000	350,700	
100	322,500	351,100	
101	323,100	351,600	
102	323,600	352,000	
103	324,000	352,400	
104	324,500	352,800	
105	325,000	353,300	
106	325,400		
107	325,600		
108	326,000		
109	326,400		
110	326,800		
111	327,200		
112	327,600		
113	327,900		
114	328,100		
115	328,500		
116	328,800		
117	329,000		
118	329,300		
119	329,600		
120	329,900		
121	330,100		
122	330,400		
123	330,800		
124	331,000		
125	331,200		
126	331,400		
127	331,800		
128	332,000		
129	332,200		
130	332,600		
131	333,000		
132	333,400		
133	333,600		

備考 この表は、病院に勤務する職員で次の各号に掲げる者（当該職員としての採用選考に合格した者で免許取得前のものを含む。）に適用する。なお、理事長が特に認める場合については、その限りではない。

- (1) 調剤業務を行う薬剤師
- (2) 栄養管理業務を行う栄養士
- (3) 診療放射線技師及び診療エックス線技師

- (4) 臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術者
- (5) 臨床工学技士
- (6) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士
- (7) 視能訓練士
- (8) 歯科衛生士及び歯科技工士
- (9) あん摩マッサージ指圧師
- (10) 遺伝カウンセラー
- (11) 前各号に類する医療技術者

別表第6(第8条関係)

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100	374,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200	376,700
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200	379,400
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400	382,000
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400	384,200
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500	386,600
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600	388,900
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700	391,200
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200	393,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200	395,300
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100	397,500
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100	399,800
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000	401,700
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100	403,700
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200	405,900
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200	408,100
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200	410,100
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200	412,300
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300	414,500
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400	416,600
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100	418,500
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200	420,400
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300	422,200
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300	424,100
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300	425,800
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900	427,400
	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800	429,100
	28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700	430,700
	29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500	432,000
	30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200	433,300
	31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100	434,900
	32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600

	41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
	42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
	43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
	44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
	45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
	46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
	47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
	48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
	49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
	50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
	51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
	52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
	53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
	54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
	55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
	56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
	57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
	58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700	461,400
	59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300	462,100
	60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700	462,800
	61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300	463,600
	62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800	
	63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200	
	64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
	65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
	66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
	67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
	68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
	69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
	70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000	431,100	
	71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700	431,400	
	72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300	431,700	
	73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000	432,100	
	74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500	432,500	
	75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100	432,800	
	76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600	433,100	
	77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000	433,500	
	78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600		
	79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100		
	80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400		
再雇用職員以外の職員	81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700		
	82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200		
	83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600		
	84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900		
	85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200		
	86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700		
	87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200		
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		

89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000
95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500
96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,900
97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300
98	285,200	317,300	350,500	368,200	394,700
99	285,800	317,900	351,000	368,700	395,200
100	286,700	318,600	351,400	369,200	395,600
101	287,500	319,000	351,900	369,800	396,000
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700	376,400	
115	294,100	325,300	358,200	376,900	
116	294,400	325,600	358,600	377,400	
117	294,700	325,800	359,000	378,000	
118	295,000	326,100	359,400	378,500	
119	295,300	326,500	359,900	379,000	
120	295,700	326,700	360,400	379,500	
121	296,000	326,900	360,800		
122	296,400	327,200	361,300		
123	296,700	327,500	361,800		
124	297,100	327,800	362,300		
125	297,300	328,000	362,600		
126	297,500	328,300	363,100		
127	297,800	328,700	363,600		
128	298,200	328,900	364,100		
129	298,400	329,100	364,400		
130	298,700	329,300	364,900		
131	299,100	329,700	365,400		
132	299,500	329,900	365,900		
133	299,700	330,200			
134	300,000	330,600			
135	300,400	331,000			
136	300,700	331,400			

137	300,900	331,700				
138	301,200	332,100				
139	301,600	332,500				
140	301,900	332,900				
141	302,100	333,200				
142	302,500	333,600				
143	302,900	333,900				
144	303,200	334,300				
145	303,400	334,600				
146	303,600	335,000				
147	303,900	335,400				
148	304,300	335,800				
149	304,500	336,100				
150	304,700	336,500				
151	305,000	336,900				
152	305,300	337,300				
153	305,700	337,600				
154	305,900					
155	306,100					
156	306,400					
157	306,700					
158	307,000					
159	307,300					
160	307,600					
161	308,000					
162	308,300					
163	308,600					
164	308,900					
165	309,300					
166	309,600					
167	309,900					
168	310,200					
169	310,600					

備考 この表は、病院に勤務し、看護等に従事する助産師、看護師、准看護師である職員(当該職員としての採用選考に合格した者で免許取得前のものを含む。)に適用する。なお、理事長が特に認める場合については、その限りではない。

別表第7(第8条関係)

福祉職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	159,800	209,600	255,000	275,900	319,200	362,900
	2	161,000	211,300	256,600	277,600	321,400	365,500
	3	162,200	213,100	258,000	279,200	323,700	367,900
	4	163,400	214,800	259,600	280,700	325,900	370,500
	5	164,300	216,500	260,500	282,500	328,100	372,400
	6	165,800	218,300	261,800	284,500	330,100	374,900
	7	167,200	220,100	263,200	286,600	332,300	377,200
	8	168,600	221,800	264,500	288,900	334,500	379,700
	9	169,800	223,500	265,700	290,800	336,400	382,100
	10	171,200	225,000	267,100	292,800	338,600	384,800
	11	172,600	226,400	268,400	294,900	340,600	387,400
	12	174,100	227,800	269,500	296,900	342,800	390,100
	13	175,500	229,200	270,800	298,500	344,600	392,500
	14	177,000	230,800	272,200	300,800	346,600	394,800
	15	178,500	232,400	273,900	302,800	348,600	397,000
	16	179,900	234,000	275,600	304,900	350,600	399,400
	17	181,400	235,400	277,200	306,900	352,300	401,200
	18	183,200	237,000	279,000	309,000	354,300	403,200
	19	184,900	238,500	280,600	311,100	356,100	405,100
	20	186,600	240,000	282,100	313,200	358,000	406,900
	21	188,000	241,000	283,700	315,100	359,900	408,800
	22	189,600	242,400	285,500	317,200	361,800	410,600
	23	191,300	243,700	286,900	319,400	363,800	412,400
	24	192,900	245,100	288,500	321,500	365,700	414,300
	25	194,500	246,500	290,400	323,500	367,700	416,100
	26	196,200	248,200	291,900	325,500	369,600	417,600
	27	198,000	249,700	293,600	327,600	371,600	419,100
	28	199,700	251,400	295,200	329,600	373,600	420,700
	29	201,500	252,800	296,400	331,400	375,100	422,300
	30	203,000	254,100	298,100	333,500	376,900	423,600
	31	204,500	255,300	299,800	335,400	378,700	424,900
	32	205,900	256,600	301,400	337,500	380,300	426,100
	33	207,100	257,900	302,900	339,100	382,100	427,300
	34	208,400	259,100	304,500	341,000	383,500	428,600
	35	209,700	260,400	306,000	342,800	385,000	429,900
	36	210,900	261,600	307,600	344,700	386,600	431,100

	37	212,100	263,000	309,100	345,900	388,000	432,300
	38	213,500	264,300	310,600	347,800	389,200	433,100
	39	214,900	265,900	312,000	349,700	390,400	433,900
	40	216,300	267,400	313,600	351,500	391,500	434,700
	41	217,300	268,800	314,900	353,400	392,600	435,300
	42	218,500	270,300	316,500	355,200	393,800	436,000
	43	219,600	271,800	318,000	357,000	395,000	436,700
	44	220,800	273,200	319,500	358,700	396,100	437,400
	45	221,700	274,900	320,500	360,500	396,800	438,200
	46	222,800	276,400	321,700	361,900	397,500	439,000
	47	223,700	277,900	322,900	363,400	398,200	439,400
	48	224,700	279,400	324,100	364,800	398,900	440,100
	49	225,500	280,900	325,100	365,800	399,500	440,600
	50	226,600	282,300	326,100	366,900	400,100	441,000
	51	227,700	283,800	327,000	368,000	400,600	441,400
	52	228,500	285,100	328,000	369,100	401,000	441,800
	53	228,900	286,400	328,900	370,000	401,400	442,200
	54	230,000	287,900	329,600	370,600	401,700	442,600
	55	230,700	289,300	330,400	371,400	402,000	443,000
	56	231,400	290,800	331,200	372,200	402,300	443,300
	57	232,200	292,200	331,800	373,000	402,600	443,600
	58	233,100	293,600	332,300	373,800	402,900	444,000
	59	233,900	295,100	332,900	374,600	403,200	444,300
	60	234,800	296,600	333,400	375,400	403,500	444,600
	61	235,800	297,700	333,900	376,300	403,800	444,900
	62	236,400	299,200	334,100	377,000	404,100	
	63	237,300	300,400	334,700	377,700	404,400	
	64	238,100	301,900	335,300	378,400	404,700	
	65	239,000	303,000	335,600	378,700	405,000	
	66	240,000	304,300	336,100	379,300	405,300	
	67	241,000	305,400	336,600	379,900	405,600	
	68	241,900	306,700	337,100	380,600	405,900	
	69	242,900	307,400	337,600	381,000	406,100	
	70	244,000	308,500	338,100	381,700	406,400	
	71	244,900	309,700	338,500	382,300	406,700	
	72	245,700	310,900	339,000	382,900	407,000	
再雇用職員以外の職員	73	246,400	312,200	339,200	383,300	407,200	
	74	247,400	312,900	339,700	383,900	407,500	
	75	248,400	313,600	340,200	384,500	407,800	
	76	249,200	314,200	340,700	385,100	408,000	
	77	250,000	315,000	341,000	385,500	408,200	
	78	251,000	315,700	341,400	386,000	408,500	
	79	252,000	316,400	341,900	386,500	408,800	
	80	253,000	317,100	342,300	387,100	409,000	

81	253,900	317,400	342,500	387,600	409,200
82	254,600	317,700	342,800	388,000	409,500
83	255,600	318,300	343,300	388,400	409,800
84	256,600	318,600	343,700	388,800	410,000
85	257,200	319,000	344,000	389,000	410,200
86	258,000	319,300	344,300	389,200	410,500
87	258,700	319,700	344,800	389,500	410,800
88	259,600	320,000	345,200	389,800	411,000
89	260,200	320,500	345,500	390,000	411,200
90	261,000	320,900	345,900	390,300	
91	261,800	321,200	346,300	390,600	
92	262,600	321,500	346,500	390,800	
93	263,000	322,000	346,800	391,000	
94	263,700	322,400	347,200	391,300	
95	264,200	322,600	347,600	391,600	
96	264,900	323,000	347,800	391,800	
97	265,600	323,400	348,100	392,000	
98	266,300	323,800	348,500	392,300	
99	267,000	324,200	348,900	392,600	
100	267,700	324,600	349,100	392,800	
101	268,200	324,800	349,400	393,000	
102	268,700	325,100		393,300	
103	269,100	325,400		393,600	
104	269,600	325,700		393,800	
105	269,800	326,100		394,000	
106	270,000	326,300		394,300	
107	270,300	326,600		394,600	
108	270,600	327,000		394,800	
109	271,000	327,400		395,000	
110	271,300	327,700			
111	271,700	328,100			
112	272,000	328,400			
113	272,300	328,700			
114	272,600	329,100			
115	272,900	329,400			
116	273,300	329,600			
117	273,600	329,800			
118	273,900	330,100			
119	274,300	330,500			
120	274,700	330,900			
121	274,900	331,100			
122	275,100	331,400			
123	275,500	331,800			
124	275,800	332,200			

125	276,000	332,400			
126	276,300	332,700			
127	276,700	333,100			
128	277,100	333,500			
129	277,300	333,700			
130	277,700				
131	278,100				
132	278,400				
133	278,600				
134	278,900				
135	279,300				
136	279,600				
137	279,800				
138	280,100				
139	280,400				
140	280,700				
141	280,900				
142	281,100				
143	281,300				
144	281,600				
145	282,000				
146	282,200				
147	282,500				
148	282,800				
149	283,100				
150	283,300				
151	283,600				
152	283,800				
153	284,100				

備考 この表は、病院に勤務し、相談業務等を行う相談員、心理判定員及び保育士である職員に適用する。

別表第8(第8条関係)

技能職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
	2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
	3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
	4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
	5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
	6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
	7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200
	8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
	9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
	10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
	11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
	12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
	13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
	14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
	15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
	16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
	17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
	18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
	19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
	20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
	21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
	22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
	23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
	24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
	25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
	26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
	27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
	28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
	29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
	30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
	31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
	32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
	33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
	34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
	35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
	36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400
	37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500
	38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600
	39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600
	40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600
	41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
	42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
	43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600
	44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600

	45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500
	46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
	47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
	48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500
	49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
	50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
	51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
	52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
	53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
	54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,800
	55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,800
	56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,700
	57	202,500	242,700	270,800	303,200	351,600
	58	203,500	243,600	271,800	303,900	352,600
	59	204,500	244,500	272,900	304,700	353,600
	60	205,500	245,200	273,900	305,400	354,500
	61	206,600	246,000	274,900	306,000	355,400
	62	207,500	246,900	276,000	306,700	356,300
	63	208,400	247,800	276,800	307,400	357,200
	64	209,300	248,700	277,900	308,100	358,100
再雇用職員以外の職員	65	210,000	249,500	278,700	308,600	358,900
	66	210,800	250,300	279,500	309,100	359,600
	67	211,500	251,100	280,300	309,700	360,300
	68	212,300	251,800	281,100	310,300	361,000
	69	212,700	252,500	281,700	310,900	361,600
	70	213,300	253,100	282,500	311,300	362,300
	71	213,600	253,500	283,300	311,800	363,000
	72	214,000	253,900	284,000	312,300	363,700
	73	214,200	254,100	284,800	312,600	364,300
	74	214,600	254,500	285,500	313,100	365,000
	75	215,100	255,000	286,300	313,600	365,700
	76	215,700	255,500	287,100	314,000	366,400
	77	215,900	255,800	287,700	314,200	367,000
	78	216,600	256,200	288,200	314,500	367,700
	79	217,100	256,700	288,700	314,800	368,400
	80	217,600	257,200	289,100	315,100	369,100
	81	218,300	257,500	289,500	315,400	369,700
	82	218,600	257,800	289,900	315,700	370,400
	83	219,200	258,100	290,400	316,000	371,100
	84	219,900	258,400	290,900	316,300	371,800
	85	220,500	258,600	291,300	316,500	372,400
	86	220,900	258,800	291,900	316,900	373,100
	87	221,300	259,100	292,500	317,200	373,800
	88	222,000	259,400	293,100	317,400	374,500
	89	222,500	259,600	293,400	317,600	375,100
	90	223,000	259,800	293,900	317,900	375,800
	91	223,500	260,200	294,400	318,200	376,500
	92	223,900	260,400	294,800	318,500	377,200
	93	224,300	260,700	295,200	318,700	377,800
	94	224,700	261,100	295,700	319,000	378,500
	95	225,100	261,400	296,200	319,300	379,200
	96	225,400	261,700	296,700	319,500	379,900

97	225,700	261,900	297,000	319,700	380,500
98	226,200	262,200	297,400	320,000	381,200
99	226,700	262,400	297,900	320,300	381,900
100	227,200	262,700	298,400	320,500	382,600
101	227,600	263,000	298,800	320,700	383,200
102	228,100	263,200	299,200		383,900
103	228,700	263,500	299,500		384,600
104	229,300	263,800	299,800		385,300
105	229,700	264,000	300,100		385,900
106	230,200	264,200	300,500		386,600
107	230,500	264,500	300,900		387,300
108	230,900	264,700	301,300		387,900
109	231,100	265,000	301,600		388,300
110	231,500	265,300	302,000		388,800
111	232,000	265,600	302,400		389,300
112	232,400	265,800	302,700		389,800
113	232,600	266,000	302,900		390,200
114	233,100	266,300	303,200		
115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			

備考 この表は、病院に勤務する一般職に属する単純な労務に雇用される職員(事務職等給料表(2)の適用を受ける職員を除く。)に適用する。